

計 画 書

佐賀都市計画道路の変更（佐賀県決定）

都市計画道路 3・4・6 号 佐賀駅下古賀線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の 区間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・6	佐賀駅下古賀線	佐賀市 駅前中 央一丁 目	佐賀市 東与賀 町大字 下古賀 字一本 杉	城内一 丁目	約 5,310m	地表式	2 車線	20.0 m	・幹線街路と 平面交差 8 箇 所 ・自動車専用 道路との立体 交差 1 箇所	
			なお、駅前中央一丁目地内に佐賀駅南口駅前広場、約 5,200 m ² を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

理 由 書

３・４・６号佐賀駅下古賀線は、佐賀駅と佐賀市の南部地域を結ぶ都市計画道路であり、都市の骨格を形成する重要な幹線街路である。

計画変更する区域は、佐賀駅南口と佐賀中央郵便局とを結ぶ中央大通りの沿道にあり、通りの中核を担う場所に位置しており、これまで歩行者の滞留空間や憩いの場など、道路に附属するポケットパークとして利用されてきた。

今回、当該区域と隣接地とを一体的に活用し、従来のポケットパークとしての機能に加え、住民の活動や交流、情報発信などの機能を有し、中央大通りに新たな滞留と回遊を促すまちの賑わいの拠点として整備する計画となっている。

整備後は、道路の一部としてではなく、まちづくりの拠点、多様な活動を生む都市空間としての役割が主となることから、当該区域の都市計画道路としての位置付けを見直し、都市計画道路の範囲から除外（廃止）するものである。

変 更 概 要 書（佐賀県決定）

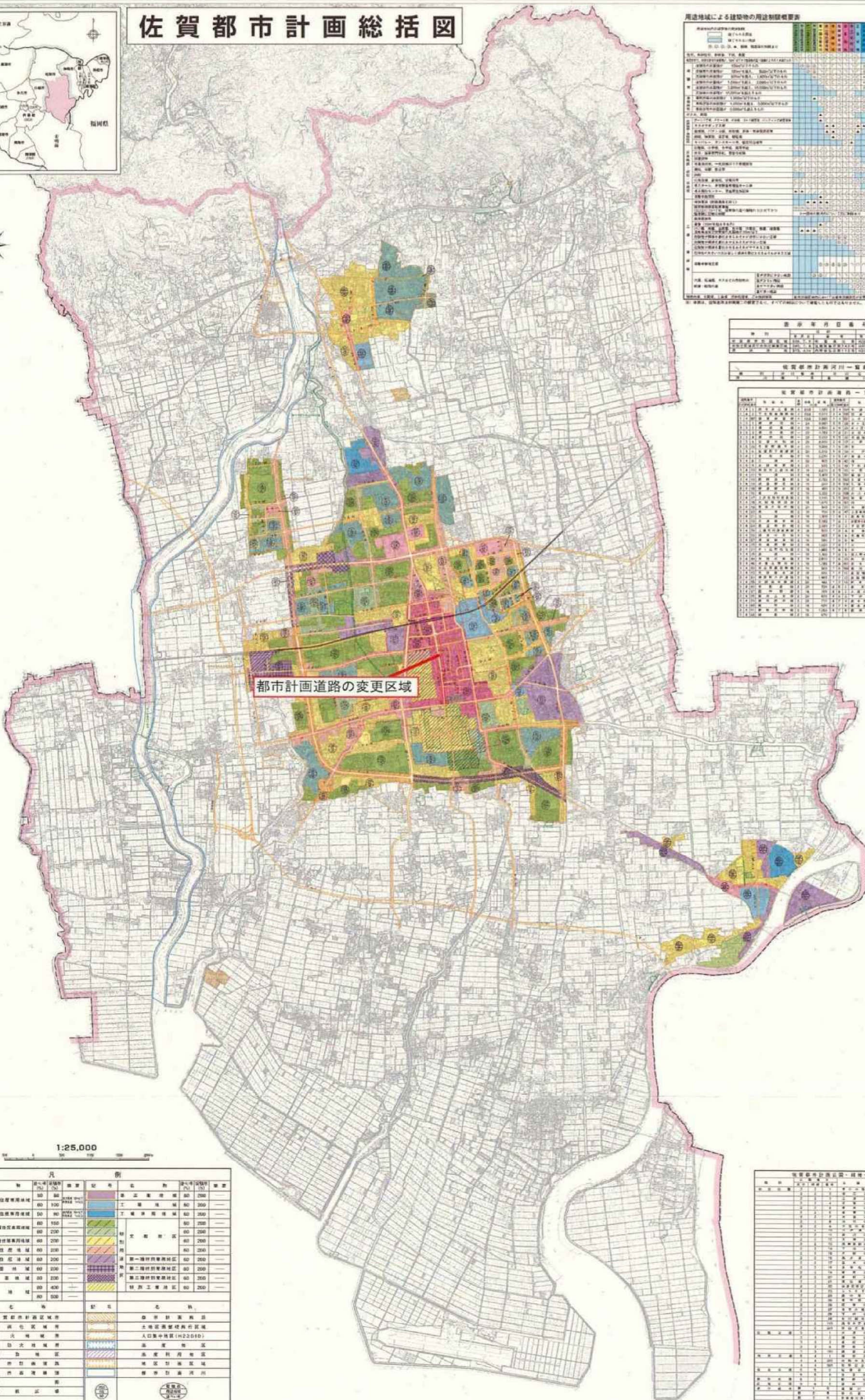
名 称	変 更 前			変 更 後			変更内容
番 号 及 び 路線名	延 長	幅 員	車 線 の 数	延 長	幅 員	車 線 の 数	
3・4・6 佐賀駅 下古賀線	約 5,310m	20m	2 車線	約 5,310m	20m	2 車線	ポケットパークの廃止 に伴う一部道路区域の 変更

都市計画策定の経緯の概要書

佐賀都市計画道路 3・4・6号 佐賀駅下古賀線 の変更（佐賀県決定）

事 項	時 期	備 考
関係機関協議	～令和8年6月中旬	
原案作成	令和8年6月下旬	
地元説明会	令和8年7月30日	
原案縦覧・公聴会公告	令和8年7月30日から 令和8年8月13日まで	
公聴会	令和8年8月20日	
原案修正	令和8年8月下旬	
佐賀市への意見照会	令和8年9月上旬 から 令和8年9月下旬 まで	
案の公告・縦覧	令和8年10月中旬 から 令和8年10月下旬 まで	
佐賀県都市計画審議会	令和8年11月上旬	
決定告示	令和8年11月下旬	

佐賀都市計画総括図



用途地域による建築物の用途制限概要表

用途地域	建築物の用途	制限
第一種低層住居専用地域	住宅	第一種低層住居専用地域の建築物は、第一種低層住居専用地域の建築物に限定する。
第二種低層住居専用地域	住宅	第二種低層住居専用地域の建築物は、第二種低層住居専用地域の建築物に限定する。
第三種低層住居専用地域	住宅	第三種低層住居専用地域の建築物は、第三種低層住居専用地域の建築物に限定する。
第一種中高層住居専用地域	住宅	第一種中高層住居専用地域の建築物は、第一種中高層住居専用地域の建築物に限定する。
第二種中高層住居専用地域	住宅	第二種中高層住居専用地域の建築物は、第二種中高層住居専用地域の建築物に限定する。
第一種住居地域	住宅	第一種住居地域の建築物は、第一種住居地域の建築物に限定する。
第二種住居地域	住宅	第二種住居地域の建築物は、第二種住居地域の建築物に限定する。
第三種住居地域	住宅	第三種住居地域の建築物は、第三種住居地域の建築物に限定する。
第一種商業地域	商業	第一種商業地域の建築物は、第一種商業地域の建築物に限定する。
第二種商業地域	商業	第二種商業地域の建築物は、第二種商業地域の建築物に限定する。
第三種商業地域	商業	第三種商業地域の建築物は、第三種商業地域の建築物に限定する。
第一種工業地域	工業	第一種工業地域の建築物は、第一種工業地域の建築物に限定する。
第二種工業地域	工業	第二種工業地域の建築物は、第二種工業地域の建築物に限定する。
第三種工業地域	工業	第三種工業地域の建築物は、第三種工業地域の建築物に限定する。
第一種公共用地域	公共	第一種公共用地域の建築物は、第一種公共用地域の建築物に限定する。
第二種公共用地域	公共	第二種公共用地域の建築物は、第二種公共用地域の建築物に限定する。
第三種公共用地域	公共	第三種公共用地域の建築物は、第三種公共用地域の建築物に限定する。

都市計画道路の延長

道路名称	延長 (m)
第一種低層住居専用地域	100
第二種低層住居専用地域	200
第三種低層住居専用地域	300
第一種中高層住居専用地域	400
第二種中高層住居専用地域	500
第一種住居地域	600
第二種住居地域	700
第三種住居地域	800
第一種商業地域	900
第二種商業地域	1000
第三種商業地域	1100
第一種工業地域	1200
第二種工業地域	1300
第三種工業地域	1400
第一種公共用地域	1500
第二種公共用地域	1600
第三種公共用地域	1700

佐賀都市計画河川一覧表

河川名称	延長 (m)
第一種低層住居専用地域	100
第二種低層住居専用地域	200
第三種低層住居専用地域	300
第一種中高層住居専用地域	400
第二種中高層住居専用地域	500
第一種住居地域	600
第二種住居地域	700
第三種住居地域	800
第一種商業地域	900
第二種商業地域	1000
第三種商業地域	1100
第一種工業地域	1200
第二種工業地域	1300
第三種工業地域	1400
第一種公共用地域	1500
第二種公共用地域	1600
第三種公共用地域	1700

佐賀都市計画道路一覧表

道路名称	延長 (m)
第一種低層住居専用地域	100
第二種低層住居専用地域	200
第三種低層住居専用地域	300
第一種中高層住居専用地域	400
第二種中高層住居専用地域	500
第一種住居地域	600
第二種住居地域	700
第三種住居地域	800
第一種商業地域	900
第二種商業地域	1000
第三種商業地域	1100
第一種工業地域	1200
第二種工業地域	1300
第三種工業地域	1400
第一種公共用地域	1500
第二種公共用地域	1600
第三種公共用地域	1700

1:25,000

凡例

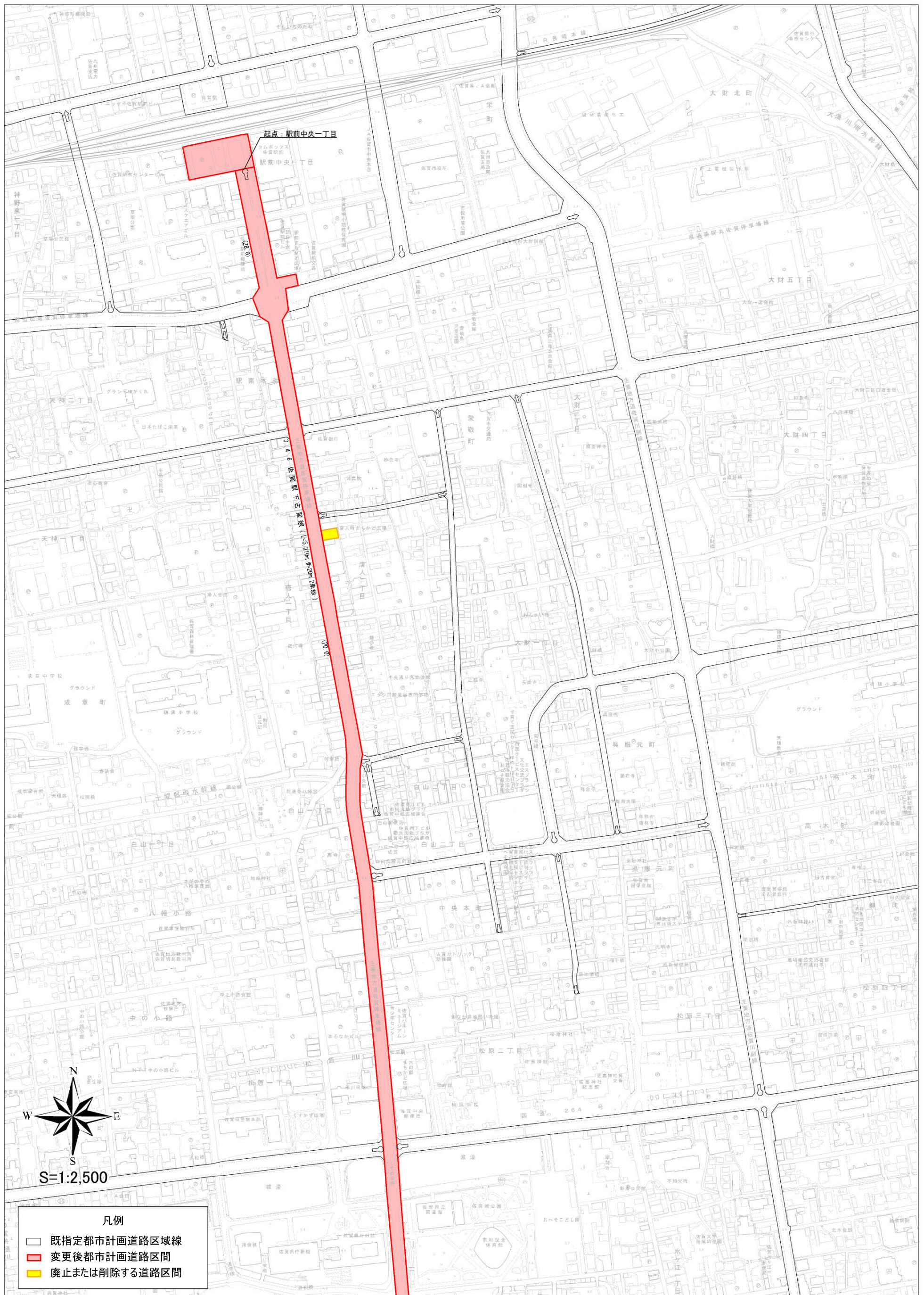
記号	名称	説明
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第三種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域	第三種住居地域
第一種商業地域	第一種商業地域	第一種商業地域
第二種商業地域	第二種商業地域	第二種商業地域
第三種商業地域	第三種商業地域	第三種商業地域
第一種工業地域	第一種工業地域	第一種工業地域
第二種工業地域	第二種工業地域	第二種工業地域
第三種工業地域	第三種工業地域	第三種工業地域
第一種公共用地域	第一種公共用地域	第一種公共用地域
第二種公共用地域	第二種公共用地域	第二種公共用地域
第三種公共用地域	第三種公共用地域	第三種公共用地域

佐賀都市計画道路一覧表

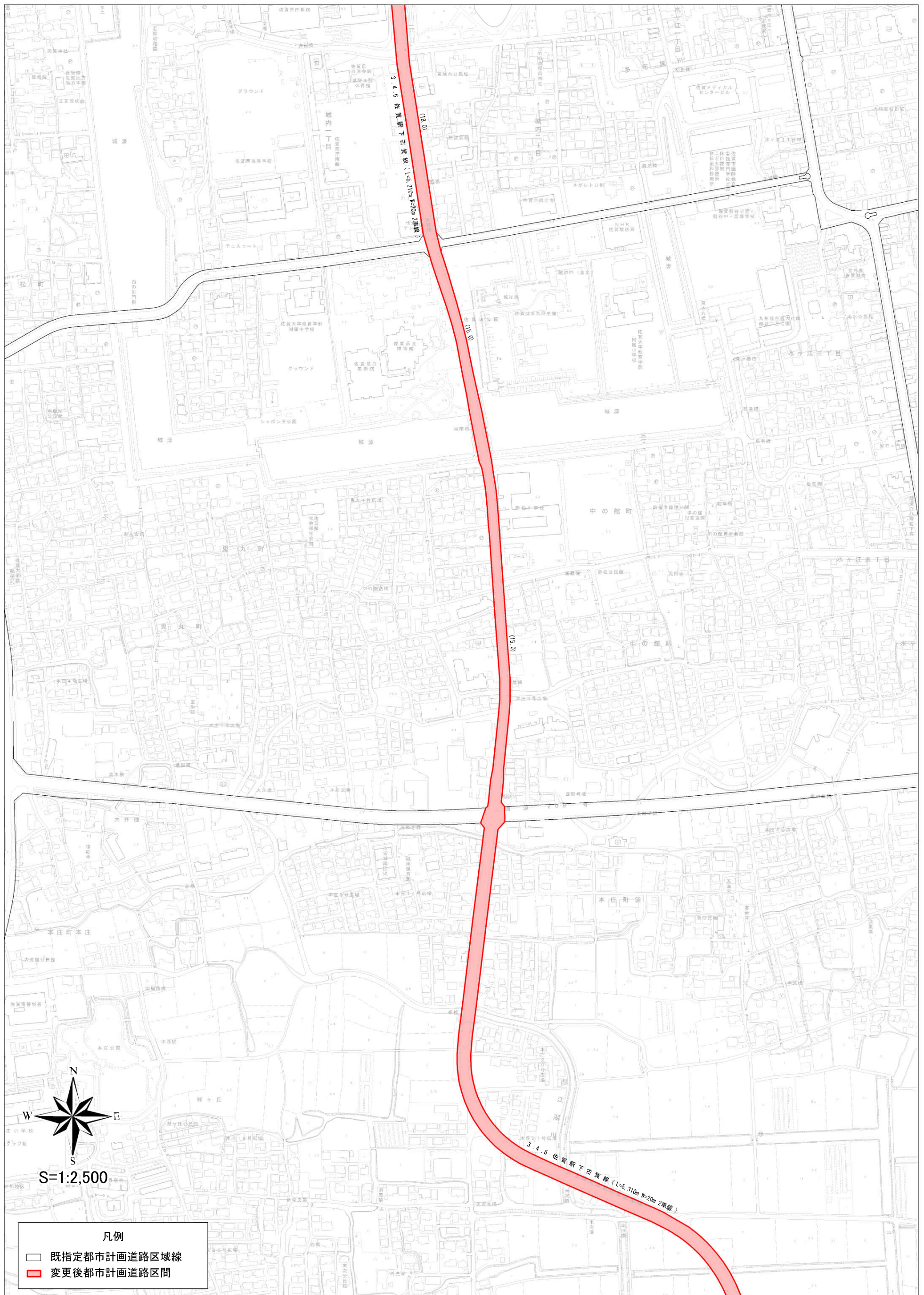
道路名称	延長 (m)
第一種低層住居専用地域	100
第二種低層住居専用地域	200
第三種低層住居専用地域	300
第一種中高層住居専用地域	400
第二種中高層住居専用地域	500
第一種住居地域	600
第二種住居地域	700
第三種住居地域	800
第一種商業地域	900
第二種商業地域	1000
第三種商業地域	1100
第一種工業地域	1200
第二種工業地域	1300
第三種工業地域	1400
第一種公共用地域	1500
第二種公共用地域	1600
第三種公共用地域	1700

佐賀都市計画道路の延長は、道路の中心線を基準として算出されたものである。

計画図 (1 / 3)



計画図 (2 / 3)



計画図 (3 / 3)

